

平成20年度 商品先物取引関係税制改正要望書

平成19年9月

社団法人 全国商品取引所連合会

社団法人 日本商品投資販売業協会

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会

平成 19 年 9 月

殿

社団法人 全国商品取引所連合会
会 長 渡 辺 好 明

社団法人 日本商品投資販売業協会
会 長 加 藤 雅 一

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会
会 長 加 藤 雅 一

平成 20 年度税制改正に関する要望について

近年、日本経済は長期的な景気回復基調にあるものの、昨今では、原油価格などの原材料価格の高騰、為替市場の価格変動などが経済活動に及ぼす影響が懸念されるところです。企業経営においては、一次産品価格が高騰する一方で製品価格が競争激化によって下落する「上流インフレ・下流デフレ」現象が収益の圧迫要因となるため、価格変動リスクを効率よくコントロールすることで収益圧迫要因を抑制することが求められます。

商品先物市場が提供する価格変動リスクのヘッジ機能は、公正な価格形成と先行指標価格の提供などの機能と合わせて、産業インフラとして重要なものとなってきています。

しかしながら、わが国の商品先物市場の現況をみると、全国の商品取引所の売買高は、平成 15 年度の 3 億 1, 158 万枚をピークとして、平成 18

年度では１億７，０１３万枚と３年間で約４５％減少し、平成１８年初頭に７つあった商品取引所は平成１９年１月までに４つに統廃合されるなど、商品先物市場の流動性は大きく低下しつつあります。

産業インフラとしての商品先物市場が公正な価格形成、先行指標価格の提供、価格変動のリスクヘッジといった機能を十分に発揮するためには、市場の流動性の確保は不可欠の条件であり、この流動性確保において、積極的に価格変動リスクを引き受ける個人投資家をはじめとする多様な投機が果たす役割は、極めて大きなものがあります。このため、商品先物業界では、市場の信頼性と利便性の向上に向けた一層の取組と市場利用に係る正しい知識の普及・啓発に努めているところですが、個人投資家の直接的商品先物市場参加や商品ファンド等集団投資スキームを経由した市場参加を促進するためには、金融所得に係る税制において、金融商品の選好に中立的であり、かつ、わかりやすい税体系がぜひとも必要と思料いたします。

つきましては、平成２０年度の税制改正要望といたしまして、次の事項につき、別紙理由書を添えてお願いいたしますので、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げる次第です。

〔要望事項〕

1. 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。
2. 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

理 由 書 1

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1. 説 明

（１）標記の具体的内容は、個人の商品先物取引（オプション取引を含む。）に係る決済差損益について、以下の事項を要望するものです。

- ① 商品先物取引の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とすること。
- ② 対象とすべき金融所得に対する税率を20%（国税15%、地方税5%）に統一すること。
- ③ 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ④ 上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を対象とすべき金融所得全般に認めること。

（２）商品先物取引により生じた個人の所得につきましては、平成13年度の税制改正において、初めて申告分離課税制度が導入され、株式等の譲渡に係る所得と同様、26%の税率（国税20%、地方税6%）により課税されることとなりました。しかし、商品先物取引の決済差損益と株式等の譲渡損益との間の通算を可能とする措置については、株式等の譲渡に係る所得課税に源泉分離課税と申告分離課税との選択制が残されたこと等もあって、認められるには至りませんでした。

（３）その後、平成15年度の税制改正により、同年1月から商品先物取引により生じた個人の所得については、株式等の譲渡に係る所得と同様、① 税率を20%（国税15%、地方税5%）とすること、② 損失について翌年以降3年間の繰越控除をすることが認められました。しかし、株式等の譲渡損益との間の損益通算は、上場株式等の譲渡所得に係る税率

が特例措置により、平成１５年１月から１０％に引き下げられたこともあって実現されませんでした。

（４）他の所得との損益の通算については、平成１６年１月以降の有価証券先物取引の決済差損益との間での通算及び、平成１７年７月以降の金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引の決済差損益との間の通算が認められ、先物取引グループ間の損益通算の範囲は拡大したものの、上場株式等の譲渡損益との間では認められないまま、現在に至っております。

（５）上場株式等の有価証券に係る譲渡損益と商品先物取引に係る決済差損益との通算については、かつて平成元年までは可能であったものであります。

２．理 由

（１）わが国における個人の金融資産の積極的活用は、それを必要とする企業や産業インフラである金融市場等に供給していくことにより、経済の活性化及び成長につながるものです。

しかしながら、現在のわが国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引にしか認められていないことなどから、キャピタルゲイン・キャピタルロスに係る税制としてリスク性の高い投資（リターンの変動の可能性が大きい投資）に対して不利なものとなっており、個人投資家の積極的な投資行動にとっての障壁となっております。

（２）海外の金融市場では、ＩＴ技術の急速な進展に伴って２４時間取引の導入と取引のグローバル化が進んでおり、そうした海外市場等へ投資資金の流出が見られることから、早急に、わが国の金融市場の国際的競争力を高めるとともに、金融取引に係る税制においても欧米のそれと同等にすることが望まれるところです。

（３）わが国の経済の活性化を図るためには、金融所得の税制について、市

場選好に中立的で、かつ、個人投資家にとってわかりやすい税体系とする必要があります。具体的には、

- ① 国際的に比肩しうる低額の税率を一律に適用すること。
- ② 年間（毎年）の投資から得た所得を通算できること。
- ③ 投資によって生じた損失については、繰越控除を可能とすることが必要であります。

- （４）平成１９年度の税制改正大綱においては、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率は、その適用期間を１年延長して廃止すると明記されており、「証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、平成２１年（度）からの導入を目指す」とし、また「納税者の利便性の向上や納税手続きの負担軽減に努めるとともに、適正かつ公平な税制を執行するための環境整備を図っていくことが重要である。」と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

- （５）投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

理 由 書 2

商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

1. 説 明

（１）標記の具体的内容は、商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について、以下の事項について要望するものです。

- ① 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について金融所得課税一元化の対象とすること。
- ② 金融所得課税一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ③ 個人に適用される、商品ファンドの収益分配金・償還益について、適用される税率が異なっており、その税率を同一とすること。
- ④ 上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている３年間の損失繰越を認めること。

2. 理 由

（１）わが国における個人の金融資産の積極的活用は経済の活性化及び成長につながるものです。このことから、資産運用の一助としての商品ファンドの収益分配金・償還損益につきましては、金融所得一元化の対象とすることが求められます。

- (2) 商品ファンドの収益分配金・償還益についての所得課税については、組まれる形態によって、信託型の場合には利子所得、匿名組合型及び海外リミテッドパートナーシップ型の場合には雑所得と相違があり、特に信託型を別にすれば総合課税の対象となり、同じ運用成績を呈していても最終手取りベースにおいて差異が生じることがあるなど、金融商品間における税負担のバランスをとること、個人投資家にとってわかりやすい税体系とすることが望まれます。
- (3) 商品ファンドに係る所得について、他の金融商品等から生ずる所得間の損益通算の適用対象とし、損失の繰越控除を可能とすることにより、株式市場や商品先物市場及び金融市場に商品ファンドを通じた個人投資家からの投資資金流入を図る必要があります。
- (4) 平成19年度の税制改正大綱においては、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率は、その適用期間を1年延長して廃止すると明記されており、「証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、平成21年（度）からの導入を目指す。」また「納税者の利便性の向上や納税手続きの負担軽減に努めるとともに、適正かつ公平な税制を執行するための環境整備を図っていくことが重要である。」と示されております。
- この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。
- (5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。